

○山北町狭あい道路拡幅整備事業助成金交付要綱

平成23年3月7日

告示第9号

(目的)

第1条 この要綱は、山北町狭あい道路拡幅整備要綱（平成23年3月7日山北町告示第8号。以下「拡幅整備要綱」という。）第15条の規定による助成金を予算の範囲内において交付することについて、山北町補助金交付規則（昭和62年山北町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業及び助成額)

第2条 助成の対象とする事業及びこれに対する助成額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算出した助成金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日)

第3条 申請書の提出期日は、拡幅整備要綱第9条に定める拡幅整備事前協議済通知書の通知を受けた日から30日以内とする。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 申請書に添付する書類は、規則に定められたもののほか、必要があると認められる場合には、別に提出を求めることができる。

3 規則第9条に定める概算払いを必要とする場合は、その理由等を記載した書面（第1号様式）を添えるものとする。

4 事業の内容により適期を失うおそれのある事業については、あらかじめ事前着手届（第2号様式）を町長に提出のうえ着手しなければならない。

(交付条件)

第4条 規則第6条の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 助成事業の内容又は助成事業の経費の配分を変更する場合には、すみやかに町長の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、すみやかに町長の承認を受けなければならない。

(3) 助成事業が予定の期間に完了する見込みのない場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第5条 前条第1号及び第2号の規定に基づく町長の承認を受けようとする場合には、規則第6条第1号に定める書類により行うものとする。

(申請の取り下げのできる期間)

第6条 申請の取り下げのできる期間は、補助金交付決定通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第7条 規則第10条の規定による実績報告は、別表第1の補助金の名称の欄に掲げる補助金ごとに事業の実績報告書(第3号様式)に次の書類を添えて事業の完了した日から30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(書類の整備等)

第8条 助成金の交付を受けたものは、助成事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該助成事業の完了の日の属する町の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第9条 規則及びこの要綱の規定により町長に提出する書類は、1部とする。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。

別表(第2条第1項関係)

種別	内容	金額
整備対象区域	拡幅基準線と後退線の間部分の拡幅整備に係る助成金(ただし現に道路のように供されている部分は除く)	山北町固定資産評価額の2分の1の額
角切り用地	ただし、現に道路の用に供されている部分は除く	山北町固定資産評価額(上限30万円)
分筆及び登記	整備対象区域を町名義にするための分筆及び登記に係る金額	実費(上限20万円)
コンクリートブロック塀等の除去	基礎取り壊し及び発生材の処分を含む塀	7500円/m
板塀、フェンス等の除去	基礎取り壊し及び発生材の処分を含む塀、フェンス	2300円/m
門柱、門扉等の除去	基礎取り壊し及び発生材の処分を含む門、扉	11000円/m
生垣等の除去及び移植	除去又は移植(高さ1m程度以上のもの)	12000円/m

	上記以外で高さ0.5m以上のもの	6000円/m
立木の除去又は移植	除去又は移植(目通り幹周り15cm以上で高さ2m程度以上のもの)	17500円/本
	上記以外で高さ0.5m以上のもの	10000円/本
コンクリート擁壁等の除去	基礎取壊し及び発生材の処分を含む(段差0.2m以下のもの)	950円/m
	段差0.2mを超え1.0m以下のもの	4700円/m
	段差1.0mを超えるもの	9500円/m
擁壁等の設置	敷地が道路より高いもの(段差0.2m以下のもの)	5900円/m
	段差0.2mを超え1.0m以下のもの	19000円/m
	段差1.0mを超えるもの	28000円/m
その他	町長が特に必要と認めたもの	町算定

様式第1号（第3条関係）

平成 年 月 日

山北町狭あい道路整備要綱助成金概算払い申請書

山北町長 殿

申請者 住所
氏名 ⑩
電話 ()

山北町狭あい道路拡幅整備事業助成金交付要綱第3条第3項の規定により、下記のとおり助成金の概算払いを申請します。

記

請求理由	
請求金額	円
備考	

様式第 2 号 (第 3 条関係)

平成 年 月 日

事前着手届

山北町長 殿

申請者 住所
氏名 ⑩
電話 ()

山北町狭あい道路拡幅整備事業助成金交付要綱第 3 条第 4 項の規定により、下記のとおり事前着手を届出します。

記

事前着手理由	
事業期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日まで
備考	

様式第3号（第7条関係）

平成 年 月 日

山北町狭あい道路拡幅整備事業助成金事業実績報告書

山北町長 殿

申請者 住所
氏名 (印)
電話 ()

下記のとおり山北町狭あい道路拡幅整備事業助成金事業に係る事業実績を報告します。

記

1、収入の部

区 分	金額（円）	備 考
町助成金		

2、支出の部

区 分	金額（円）	備 考

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第7条関係)